

新型コロナウイルス感染症患者の 「届出」と「患者数の報告」のお願い

令和4年9月26日から届出対象が4類型に限定されたことに伴い、下記の3点について、お願いします。

お願い① **4類型に該当する**場合は、直ちに**発生届を提出**してください。
また、救急以外で**急ぐ場合は、保健所に電話**してください。

届出が必要な 4類型

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、コロナ治療薬又は酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

注意! 4類型に該当しない発生届を提出された場合には、取り下げをお願いします。

注意! 救急対応が必要な場合は、救急外来への紹介・救急搬送要請等をお願いします。

お願い② 4類型（届出）に該当しない場合は、患者に対して
**「しまね陽性者登録センター」への自主的な
登録を案内**してください。

登録用のリーフレットが島根県のホームページからダウンロードできます

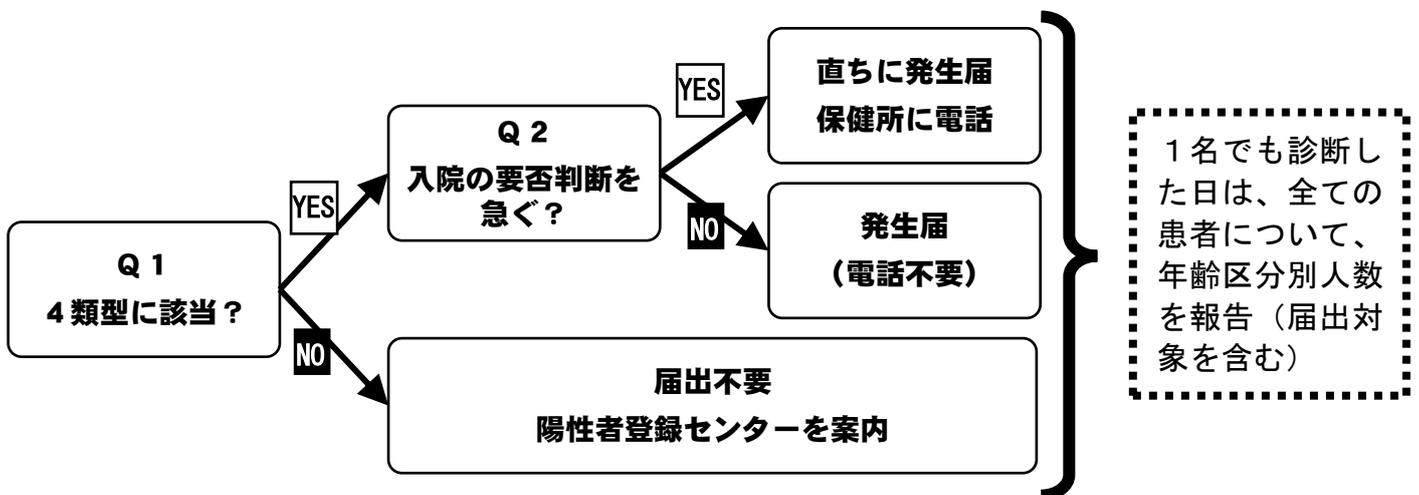


お願い③ 4類型（届出）に該当するかしないかにかかわらず、**診断した日は、
全患者の年齢区分別の人数を報告**してください。

注意! 1日で報告できる回数は、1回のみです。患者が「0人」のときは報告不要。

注意! 一度報告した数字は変更できないので、適宜、翌日以降の報告で調整してください。

《新型コロナウイルス患者を診断した後の流れ》



- 「患者の届出」や「患者数の報告」には、できるだけ「HER-SYS」をご利用ください。
- 詳しくは、島根県のホームページの**医療機関向けサイト**をご覧ください。
- 「患者の届出」や「全数報告」に関しては、管轄の保健所へお問い合わせください

